

矯正教育の概要

少年院とは

○ 少年院の目的（少年院法第1条）

在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図ることを目的としています。

○ 処遇の原則（少年院法第15条）

人権を尊重しつつ、明るく規則正しい環境の下で、健全な心身の成長を図るとともに、自覚に訴えて改善更生の意欲を喚起し、自主、自律及び協同の精神を養う処遇を行います。

○ 少年院の種類（少年院法第4条）

少年院は、収容すべき者の年齢、心身の状況及び犯罪傾向の進度によって、4種類に分かれています。

第1種 保護処分を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの

第2種 保護処分を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満のもの

第3種 保護処分を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの

第4種 少年院において刑の執行を受ける者

○ 計画的・体系的・組織的な矯正教育の実施

令和2年9月7日
高校WG(第11回)参考資料2-2

矯正教育課程

共通する特性（16類型）に応じて行う矯正教育の内容、標準的な期間を規定

少年院矯正教育課程

各少年院が、施設の立地や地域からの支援などを活かして定めるカリキュラム

個人別矯正教育計画

一人一人の特性に応じた矯正教育の目標、内容、期間、実施方法を具体的に設定

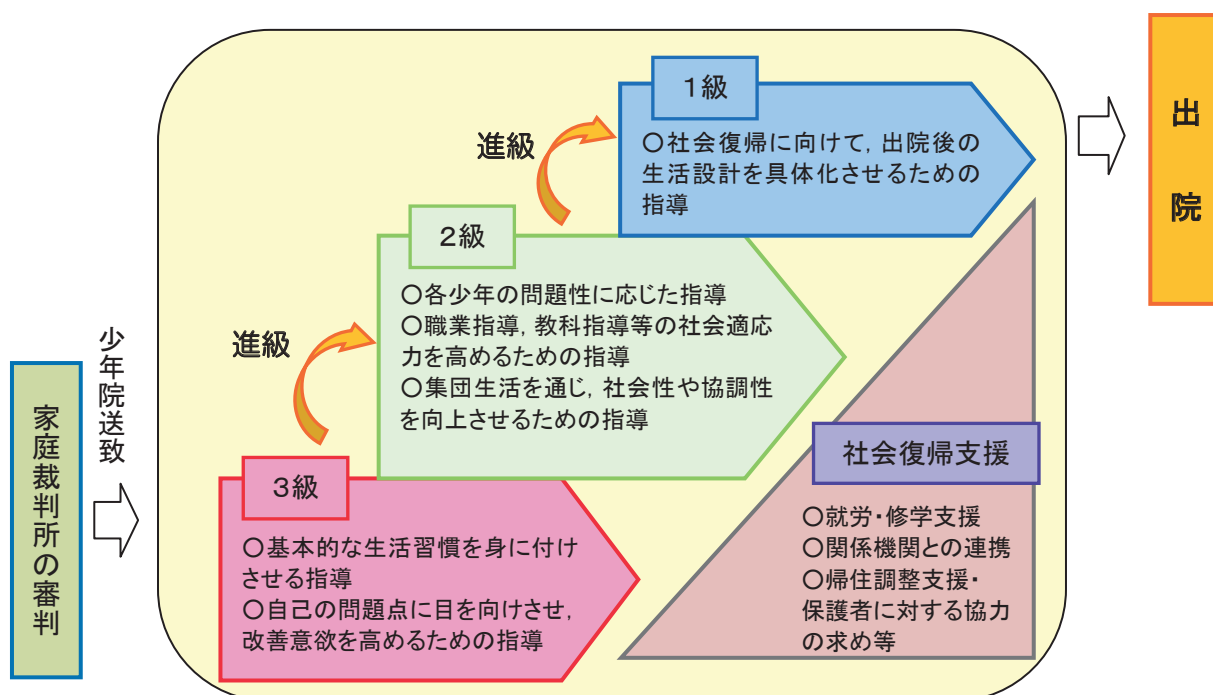
○矯正教育課程（少年院法第30条）

一定の共通する特性を有する在院者に対して行う矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたものであり、法務大臣が、各少年院について実施すべき矯正教育課程を指定します。

少年院の種類	矯正教育課程	符号	在院者の類型	矯正教育の重点的な内容	標準的な期間
第1種	短期義務教育課程	SE	原則として14歳以上で義務教育を終了しない者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	中学校の学習指導要領に準拠した、短期間の集中した教科指導	6月以内の期間
	義務教育課程Ⅰ	E1	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	小学校の学習指導要領に準拠した教科指導	2年以内の期間
	義務教育課程Ⅱ	E2	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したもの	中学校の学習指導要領に準拠した教科指導	
	短期社会適応課程	SA	義務教育を終了した者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	出院後の生活設計を明確化するための、短期間の集中した各種の指導	6月以内の期間
	社会適応課程Ⅰ	A1	義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上等、社会適応上の問題がある者であって、他の課程の類型には該当しないもの	社会適応を円滑に進めるための各種の指導	2年以内の期間
	社会適応課程Ⅱ	A2	義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの	自己統制力を高め、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導	
	社会適応課程Ⅲ	A3	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導	
	支援教育課程Ⅰ	N1	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導	
	支援教育課程Ⅱ	N2	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適應する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導	
	支援教育課程Ⅲ	N3	義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要するもの	対人関係技能を養い、適應的に生活する習慣を身に付けるための各種の指導	
社会適応課程Ⅳ	A4	特に再非行防止に焦点を当てた指導及び心身の訓練を必要とする者	健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導		
第2種	社会適応課程Ⅴ	A5	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導	
	支援教育課程Ⅳ	N4	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導	
	支援教育課程Ⅴ	N5	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適應する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導	
第3種	医療措置課程	D	身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者	心身の疾患、障害の状況に応じた各種の指導	
第4種	受刑在院者課程	J	受刑在院者	個別的な事情を特に考慮した各種の指導	—

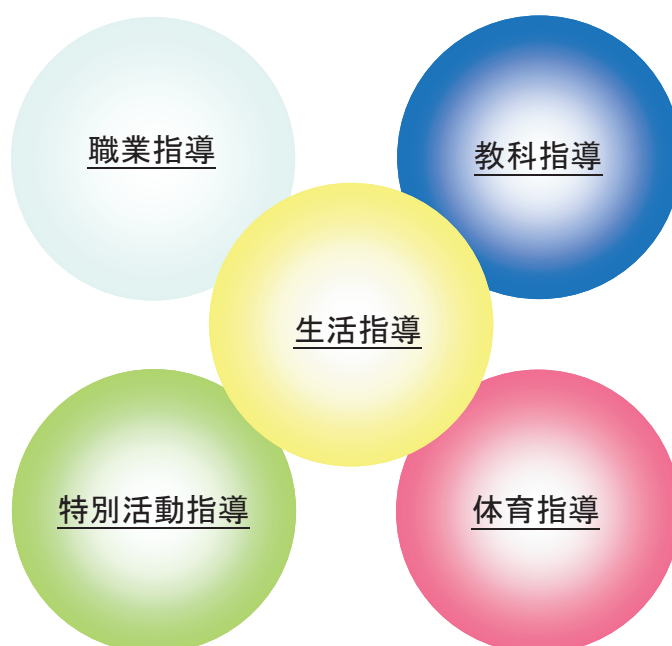
○入院から出院までの流れ

入院から出院までを3つの段階に分け、各段階ごとに具体的な到達目標を定め、段階的に改善更生や社会復帰に必要な力を身に付けられるように指導しています。



○矯正教育の内容

在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適應するのに必要な知識及び技能を習得させるため、矯正教育の内容を次の5つに分けて体系的・組織的に実施しています。



○生活指導（少年院法第24条）

善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させる指導を行います。

- ・ **基本的生活訓練**【基本的生活習慣，遵法的・自律的生活態度，適切な対人関係の持ち方及び保健衛生に関する正しい知識を身に付けることを目的とした指導】
- ・ **問題行動指導**【非行に関わる意識，態度及び行動面の問題を改善することを目的とした指導】
- ・ **治療的指導**【資質，情緒等の問題の変容を支援することを目的とした指導】
- ・ **被害者心情理解指導**【犯罪被害者等の心情等を理解し，罪障感及び感謝の気持ちをかん養することを目的とした指導】
- ・ **保護関係調整指導**【保護者その他相当と認める者との関係を改善し，適切に維持し，又は調整することを目的とした指導】
- ・ **進路指導**【進路選択，生活設計を明確にし，社会復帰に対する心構えを身に付けることを目的とした指導】



集団行動訓練



問題行動指導



個別面接

○特定生活指導

特定の事情を有する在院者に対し，その改善に向けたプログラムを実施しています。その種類及び内容は，以下の表のとおりです。

事 情	名 称	内 容
犯罪又は刑罰法令に触れる行為により害を被った者及びその家族又は遺族の心情を理解しようとする意識が低いこと。	被害者の視点を 取り入れた教育	非行の重大性や被害者等の現状を認識するとともに，被害者やその家族等に対する謝罪の気持ちを持ち，誠意を持って対応していくことを目的とした指導
麻薬，覚醒剤その他の薬物に対する依存があること。	薬物非行防止指導	薬物の害と依存性を認識するとともに，薬物依存に至った自己の問題性を理解し，再び薬物を乱用しないことを目的とした指導
自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪又は非行に結び付くおそれのある認知の偏り又は自己統制力の不足があること。	性非行防止指導	性に対する正しい知識を身に付けるとともに，自己の性非行に関する認識を深め，性非行をせずに適応的な生活をする方法を身に付けることを目的とした指導
身体に対する有形力の行使により人の生命又は身体を害する犯罪又は非行に結び付くおそれのある認知の偏り又は自己統制力の不足があること。	暴力防止指導	暴力又は暴力的な言動により問題解決を図ろうとする認知の偏りや自己統制力の不足を理解し，暴力的な言動に頼らずに生活する方法を身に付けることを目的とした指導
保護者その他家族に対する適切な関わり方が身に付いていないこと。	家族関係指導	非行の要因となった家族の問題を正しく認識し，保護者その他家族に対する適切な関わり方を身に付けることを目的とした指導
犯罪性のある者との交際をやめ，又は暴走族等の非行集団から離脱するための知識及び能力を有しないこと。	交友関係指導	交友関係の問題や影響を振り返るとともに，健全な生活に適応し，向社会的な交友関係を築くことを目的とした指導

○特定生活指導の特色

- ① 全施設共通の**標準化されたプログラム**を用いて行います。
- ② **中核プログラム**に加え、その指導効果を高めるために実施する対人トレーニングやアンガーマネージメント等のプログラム（これを**周辺プログラム**といいます。）及び終了後の**フォローアップ指導**を組み合わせ、全在院期間を通じて指導します。

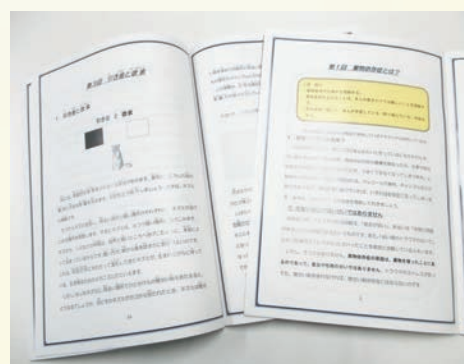
○特定生活指導の各プログラムの指導方法（例）

（１）薬物非行防止指導

項目	指導目標・内容等	指導方法
中核プログラム	薬物乱用の防止を目的とした、認知行動療法を基礎とするワークブックを用いた指導	・ J.MARPP を用いたグループワーク又は個別指導
周辺プログラム （各指導内容ごとに、指導方法を選択して実施）	主として背景要因に焦点を当てた指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対人スキル指導 ・ 家族問題指導 ・ アサーションを中心とした対人トレーニング ・ 固定メンバーによる継続的な集会（ミーティング） ・ 個別面接指導
	主として問題行動（薬物使用）に焦点を当てた指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自律訓練法、呼吸法 ・ アンガーマネージメント ・ マインドフルネス ・ リラクゼーション
	主として生活設計に焦点を当てた指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進路指導 ・ 余暇の過ごし方（薬物以外の楽しみ探し）指導 ・ 固定メンバーによる継続的な集会（ミーティング） ・ 民間自助グループ講話
フォローアップ指導	中核プログラムの確認 （復習・自己統制計画の見直し）	・ J.MARPP を用いた個別指導



ワークブック
教材



(2) 性非行防止指導

項目	指導目標・内容等	指導方法	
中核プログラム	ワークブック教材を用いた、性非行に関する自己理解（気づき）を深め、自らの価値に基づく適応的な行動を活性化し、心理的柔軟性・共感性を向上させるための指導	・J-COMPASSを用いたグループワーク又は個別指導	
周辺プログラム	マインドフルとなる（自己の感情・思考への気づき、自己統制力の向上、受容的態度の育成、ストレスの低減、集中力を高める）ための指導	・呼吸に注意を向けるエクササイズ ・ボディスキャン等	
	選択して実施 在院者個々の必要性を踏まえ	怒りの感情と向き合い、適切な対処方法を学び、円滑な人間関係を育む指導	・アンガーマネジメント
		非行の重大性や被害者の心情を理解する指導	・被害者心情理解指導
		正しい性知識を身につけ、男女の性差や平等性を理解して互いに尊重する姿勢を養い、適切な意思決定をする力を育む指導	・性教育
	各種指導のフォローアップ、性被害や被害者への対応、生活上の問題等、対象者の性非行に関する個別の事情について取り扱う指導	・個別指導	
フォローアップ指導	中核プログラムの復習・見直しを行うとともに、出院後の生活を見据えた対処方法等を取り扱う指導	・J-COMPASSを用いた個別指導	



グループワークの様子

○職業指導（少年院法第25条）

社会生活に適応するために、勤労習慣、忍耐力、マナー等を身に付けさせるとともに、各種資格の取得に必要な訓練を行います。

- ・ **職業生活設計指導**【有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした指導】
- ・ **自立援助的職業指導**【職業生活における自立を図るための知識及び技能の習得並びに情緒の安定を目的とした指導】
- ・ **職業能力開発指導**【就業に必要な専門的知識及び技能の習得を目的とした指導】

「**職業生活設計指導**」においては、「**職業生活設計指導科**」を実施していますが、これは、企業のニーズを踏まえて導入されたものであり、

- ①ビジネスマナーなどの必要な基礎知識の習得
- ②「読み・書き・算数」などの職業人に必要な事務処理能力の習得
- ③ワードやエクセルなどのパソコン操作能力の習得

を柱とする統一的なプログラムで、原則として、全ての在院者が受講します。

この指導により、職業人として備えておくべき必須の知識や姿勢を身に付けてさせることを目指しています。



パソコン学習



溶接科



農園芸科



資格取得講座



木工科

○教科指導（少年院法第26条）

義務教育や社会生活に必要な基礎学力を身に付けさせます。

- ・ **義務教育指導**【義務教育未終了者に対する、小学校又は中学校の学習指導要領に準拠した教科に関する指導】
- ・ **補習教育指導**【義務教育終了者に対する、社会生活に必要な基礎学力を身に付けさせることを目的とした教科に関する指導】
- ・ **高等学校教育指導**【高等学校への編入若しくは復学又は大学等への進学のため、高度な学力を身に付けることが必要な者に対する、高等学校の学習指導要領に準拠した教科に関する指導】

高等学校を中退しているなどのために大学や専門学校等の受験資格がない在院者は、高等学校卒業程度認定試験を受験することができます。



中学生の授業場面

○**体育指導**（少年院法第28条）

各種スポーツ，ダンスなどを通じて，健全な身体の発達を促し，運動能力や健康で安全な生活を営む能力を育成することを目的とした指導をします。

また，日常生活に必要な体力や技能を高めることのみならず，順法の精神や協調性を育む指導をします。



持久走



ソフトボール



水泳

○**特別活動指導**（少年院法第29条）

各種行事，社会貢献活動，地域の方々との交流等を通じて，社会性や自主性のかん養を図ります。

・**自主的活動**【在院者の集団生活において係を分担して行う役割活動等の自主的実践的な活動や在院者の自主的な計画に基づく諸活動を通じて，自主性・自律性を育成することを目的とした指導】

・**クラブ活動**【スポーツや文化，科学等の特定の趣味や関心を中心に集団を編成し，これらを通じて，学ぶ意欲の向上や責任感，連帯感のかん養等に資することを目的とした指導】

・**情操的活動**【文学，美術，音楽などの鑑賞や創作活動を通じて，美的及び道徳的な情操のかん養並びに生命尊重に資することを目的とした指導】

・**行事**【進級式，文化祭，運動会，収穫祭等，儀式的，学芸的，体育的，勤労生産的活動等を通じて，協力してより良い少年院生活や社会生活を築こうとする自主的，協同的な精神を養うことを目的とした指導】

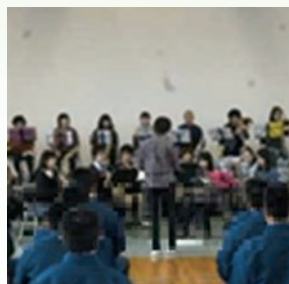
・**社会貢献活動**【公共施設における清掃活動，福祉用具の整備，点字への翻訳等，社会に有用な活動を通じて，自己有用感，規範意識，社会性の向上等を図ることを目的とした指導】



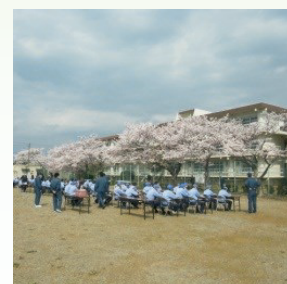
更生保護団体との交流



運動会



コンサート



観桜会

○社会復帰支援

就労・修学支援

出院後の生活を安定させるためには、少年院在院中に具体的な進路を決定させる必要があることから、ハローワークと連携して、職業紹介、求人情報の提供など就職活動を支援しています。

出院後の生活設計が具体的に決まっていなかったり、なかなか意欲が持てない在院者には、キャリアコンサルティングの有資格者が、専門的な視点からアドバイスを行います。

帰住調整

少年院を出院した後、多くは家族のもとへ帰っていくこととなりますが、場合によっては更生保護施設等へ帰ることも考えなければなりません。保護観察所や福祉機関等と連携を取りながら、スムーズに社会生活につなげられるような支援を行っています。



親子交流会



進学等に関する情報提供



ハローワークで求人検索

社会復帰支援で活用できる制度

外出及び外泊

次に該当すると、外出及び外泊を認める場合があります。

- ① 出院後に帰る更生保護施設を訪問する必要がある場合
- ② 公共職業安定所を訪問したり、企業等の業務説明会や採用面接に参加したり、出院後に就職を予定している企業等を訪問する必要がある場合
- ③ 学校等を訪問したり、入学試験等の試験を受験する必要がある場合
- ④ 在院者の円滑な社会復帰を図る上で必要と認める場合

仮収容

少年院の外で矯正教育を行う場合や少年院の外で社会復帰支援を行う場合等は、在院者をその収容されている少年院以外の少年院や少年鑑別所に仮に収容することができます。